

議案第98号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 5 月 27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の1 使用料又は利用料金の表中

「

| | | |
|--|--------|--|
| 非紹介患者初診加算料（他の医療機関からの文書による紹介がなく初診を受ける者（緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。） | 2,000円 | |
|--|--------|--|

」

を

「

| | | | |
|---|------------------------|--|--|
| <p>非紹介患者初診 加算料（健康保 険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号） 第 6 3 条第 2 項 第 5 号又は高齢 者の医療の確保 に関する法律（昭 和 5 7 年法律第 8 0 号）第 6 4 条第 2 項第 5 号 に規定する選定 療養（川崎病院 においては、健</p> | <p>川崎病院</p> | <p>医師による初診について は 5, 0 0 0 円、歯科医 師による初診については 3, 0 0 0 円</p> | |
| <p>康保険法第 7 0 条第 3 項に規定 する措置に係る ものに限る。以 下「選定療養」 という。）のう ち初診を受ける 者（徴収しない ことについて正</p> | <p>井田病院及び多 摩病院</p> | <p>2, 0 0 0 円</p> | |

| | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| <p>当な理由がある と管理者が認め た者を除く。) の当該初診に係 る加算料をいう。)</p> | | | |
| <p>再診患者加算料（選定療養のうち 再診を受ける者（徴収しないこと について正当な理由があると管理 者が認めた者を除く。）の当該再 診に係る加算料をいう。)</p> | <p>医師による再診について は2, 500円、歯科医 師による再診については 1, 500円</p> | <p>川崎病 院に限 る。</p> | |

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

健康保険法等の一部改正に伴い、川崎病院に係る非紹介患者初診加算料を改定し、及び再診患者加算料を新設するため、この条例を制定するものである。